

一 橋 学 会 報

一橋大学哲学・社会思想学会会報 No. 18
(「研究会便り」より通算第46号)

発行者 一橋大学哲学・社会思想学会

発行所 一橋大学哲学・社会思想学会事務局

tel./fax 042-580-8644

〒186-8601 国立市 中2-1 一橋大学社会思想共同研究室内

Email: phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp

URL : http://www.soc.hit-u.ac.jp/~soc_thought/index.htm

第16回一橋大学哲学・社会思想学会

(研究会より通算第46回)

【日 時】 2014年12月6日(土) 9:45 開場

【場 所】 一橋大学 東キャンパス第三研究館三階 研究会議室

【個人研究発表】 10:00~14:20

10:00~11:00

小倉 翔(本学社会学研究科博士後期課程) 司会:加藤 泰史

認識的外在主義と推論

—〈推論がアプリアリに正当化されること〉という観点から—

11:05~12:05

清水 雄也(本学社会学研究科博士後期課程) 司会:大河内 泰樹

因果理論は介入を放棄すべきか—介入主義の意味論的問題

13:20~14:20

小谷 英生(群馬大学教育学部講師) 司会:平子 友長

ドイツ通俗哲学の興亡

—18世紀ドイツ哲学理解のために—

【シンポジウム】 14:30~17:30

公共哲学から公共性の思想史へ —共和主義・市民社会・国家—

登壇者

木村 俊道（九州大学法学部教授）

上野 大樹（日本学術振興会・特別研究員 PD・司会）

植村 邦彦（関西大学経済学部教授）

※総会終了後、懇親会を予定しております

【目次】

個人研究発表 レジюме（小倉翔氏）	3 頁
個人研究発表 レジюме（清水雄也氏）	4 頁
個人研究発表 レジюме（小谷英生氏）	5 頁
シンポジウム 趣意書	5 頁
前回個人研究発表 まとめ	9 頁
前回シンポジウム まとめ	14 頁
研究発表募集のご案内	16 頁

認識的外在主義と推論

— 〈推論がアプリアリに正当化されること〉という観点から

小倉 翔（本学社会学研究科博士後期課程）

Laurence Bonjour は「アプリアリなもの」の存在に賛成する主要議論として「アプリアリな正当化は認識論的に不可欠である」という趣旨のものを二種類提出している。このうちの一つは「アプリアリな正当化は〈(i) 経験から (ii) 経験を越え出るような結論へ推論をすること (making inference)〉にとって不可欠である」という議論（第一議論）であり、もう一つはこれを一般化して「アプリアリな正当化は推論をすることにとって不可欠である」ということを議論するもの（第二議論）である。

こうした議論は最初に提出されて以降、Albert Casullo、Gilbert Harman、James R. Beebe、Joshua C. Thurow らによって扱われてきたが、いずれもオリジナル議論に対して批判的であって何らかの反論を展開している。このうち、Casullo は特にオリジナルの Bonjour の第一議論を「一般性議論 (The Generality Argument)」と呼んだ。

本発表は「一般性議論は認識的内在主義に賛成する者でなければ容認しないのではないか」という趣旨の反論を検討するものである。これは次のようなアプリアリな正当化構想についての二つの区別に関係して提起されるタイプの反論である。

(NAP) S は p を信じること／推論をすることを正当化される iff

S は p を信じること／推論をすることを経験へのどのような訴えにも依存せずに正当化される。

(PAP) S は p を信じること／推論をすることを正当化される iff

S は p を信じること／推論をすることを理性的洞察 (rational insight) ／理解 (understanding) のみによって正当化される。

このうち一般性議論は〈PAP 意味でのアプリアリな正当化〉を〈推論をすること〉にとって不可欠であると結論せんものとして理解されるが、〈NAP 意味でのアプリアリな正当化〉が理論的には可能であって、それが〈推論をすること〉についての外在主義なのである。こうした種類のアプリアリな正当化の可能性が残されるから、一般性議論は切り崩されると言うのである。

このタイプの反論を検討するに際してはもっともらしい仕方では二種類の外在主義を想定することが可能である、すなわち、一つは、〈推論をすること〉のうちのいくつかはたんに「その推論が事実上信頼可能ないし妥当である」という事実のおかげで正当化される、という見方であり、もう一つは、〈推論をすること〉のうちのいくつかはどのような源泉にもよらずに正当化される、という見方である（後者は特に Harman らによって提出され得る）。

本発表では主としてこの二種類の外在主義を検討することになる。こうした検討を通じて結論されるのは、「標記の外在主義的理論は、論理的に可能な理論ではあるけれども、「どのようにして推論をすることを (NAP 意味で) アプリアリに正当化し得るのか」についてのもっともらしい説明ではない。し

かし PAP は他の唯一のもっともらしいオルタナティブな説明であり、それゆえ一般性議論は（PAP 意味でのアプリアリな正当化）の存在を信じることを支持する」ということである。

研究発表

因果理論は介入を放棄すべきか—介入主義の意味論的問題

清水 雄也（本学社会学研究科博士後期課程）

因果性とはいかなるものか。この古くからの問題が、近年、科学哲学の文脈において再び盛んに論じられている。そして、その中で目下のところ最も広く受け容れられているのが、James Woodward の介入主義である。介入主義とは、因果性を介入という概念によって解明しようとする立場であり、その着想の概要は次のようなものである。すなわち、「Y を変化させるような X への可能な介入が存在するとき、かつそのときに限り、X は Y の原因である」。例えば、開閉器の状態(投入/開放)を X、照明の状態(点灯/消灯)を Y、開閉器の切り替えを介入と考えてみるとよい。このとき、開閉器の状態が照明の状態の原因であるというのは、開閉器を切り替えることで照明を点ける/消すことが可能だということである。留保を要するが、ともあれ介入主義の基本的発想はこのようなものである。

この介入主義に対して、Alexander Reutlinger は、意味論的観点から或る重要な修正を迫る議論を提示している。それは、介入主義の核心たる介入を除去せよというものである。上述のように、Woodward の介入主義は「可能な介入」という概念に訴えている。そこで問題となるのが、その可能性がどのような種類のものであるかということである。Woodward の介入主義は、介入を人間による実行可能性から切り離し、要求を「原理的な可能性」にまで弱めることを重要な特徴としている。そして、この原理的な可能性なるものが物理的可能性ではなく、それよりもさらに弱いものであることを Woodward はすでに認めている。このことから、Reutlinger は Woodward が要求する可能性とは論理的可能性に他ならないと見定め、そのために介入主義は介入を放棄せざるを得なくなると論じる。

Reutlinger は2つの議論を示し、いずれかの道を行かざるを得ないと述べる。第1の議論は、論理的に可能な介入は因果言明の意味論的解明にとって不要だということである。こちらの線で考えた場合、介入主義と呼ばれている因果理論から介入を取り除いても同じことが言えるため、そこに介入を含めるのは余計だということになる。第2の議論は、論理的に可能な介入を不可欠なものだと考えると、そこから帰結する因果理論は不十分なものにならざるを得ないということである。この線で考えた場合、適切な因果理論を構成するには介入を含めるわけにはいかないということになる。

本発表では、Reutlinger の議論を再検討し、その結果について報告する。Reutlinger の議論は基本的に正しく、その提案通り介入を放棄することには十分な根拠がある。しかし、Woodward 的介入主義は未だ完全に論駁されてはおらず、その支持者たちには介入主義を擁護する余地が残されている。例えば、介入主義が要求する介入の可能性が、単なる論理的可能性であるか否かという点には議論の余地がある。また、論理的に可能な介入を不可欠とした場合でも、そこから帰結する因果理論は必ずしも不十分なものとはならない。

研究発表

ドイツ通俗哲学の興亡 —18世紀ドイツ哲学理解のために—

小谷 英生 (群馬大学教育学部講師)

哲学的問題を解くためには高度に抽象的で難解な概念とロジックを使わざるをえない一方で、明瞭かつ平易な分かりやすさが哲学には常々求められてきた。非専門家にも分かりやすい一般性やアクセス可能性が哲学に期待される以上、通俗化 *Popularisierung* は哲学のつねに大きな課題のひとつである。そしてこうした課題に応える試みを通俗哲学と呼ぶのであれば、通俗哲学はいつの時代にも存在していたし、存在すべきだといえよう。しかしながら本論文が研究対象とする通俗哲学 *Populärphilosophie* (ないしは *Popularphilosophie*) という語は歴史的な概念であって、18世紀後半のいわゆるドイツ後期啓蒙思想の一側面を指す。本発表の目的はこのドイツ通俗哲学とは何であったのか、それがいかにして興隆し、いかにして没落していったのかを描き出すことにある。

結論から言えば通俗哲学とは、フランス啓蒙主義とくにディドロの流れを汲み、専門用語ではなく日常言語で哲学することを目指すひとつの思想的ムーヴメントであった。この運動はしかし、カントの批判哲学の登場、カント学派とくにラインハルトからの断罪、そしてドイツ・ロマン派とくにシュレーゲルからの拒絶に遭って失墜していく。年代でいえば1750年代に新しい哲学として登場し、70年代から80年代前半にかけて最盛期をむかえ、あっという間に廃れてしまうのである。

通俗哲学が没落していく決定的な契機はカント哲学の登場であり、それゆえ通俗性についての批判哲学の態度を理解することが本発表のテーマにとって重要である。しかしそこまで進むと発表があまりに長くなってしまうため、口頭での補足に代えたい。

シンポジウム 趣意書

公共哲学から公共性の思想史へ —共和主義・市民社会・国家—

公共圏概念をめぐる研究は、規範的政治理論の領域を中心とした近年のいちじるしい発展のいっぽうで、その歴史研究としての基盤についてはいまだ脆弱なものにとどまっているといわざるをえない。当該研究に先鞭をつけたと目されるハーバーマスの古典的著作『公共性の構造転換』(1962年)を、最近の思想史研究の進展をふまえてあらためて歴史研究として再読し、批判的に検討しなおす作業が求められている。とりわけ、同書出版以降の時期に急速に進展した共和主義研究は、公共圏研究にとってまさに直接に関連する動向だったにもかかわらず、研究成果の摂取は依然として進んでいない。近世ヨーロッパにおいて公共性が問題となる第一の契機は、ハーバーマスが想定するように初期資本主義のもとの市民社会の発展にあったのではなく、むしろ共和主義の再興にあったとみるべきである。それは政治社会から区別された自律的な経済領域と

しての「市民社会」を対象とするものではなく、依然として古典的な意味での政治思想であった。

公共性の問題を考えるうえで欠かすことができないのが、市民社会という理念である。これはもともと、アリストテレス政治学において人間がめざすべき最高の共同体とされた「政治的共同体」の概念をラテン語に翻訳する際に与えられた、ソキエタス・キウィリスの語に由来する。この語は、ルネサンスいらい古代共和国の理想を復活させた近世共和主義者がポリテイアに与えた訳語である「レスプブリカ」（公共のものとしての国家）と同一視される。つまり、ヨーロッパの思想伝統のなかでは「市民社会」とは政治共同体としての国家であり、ここに公共性の所在は見定められたのである。もちろんハーバーマスが論じたように、啓蒙の世紀になると、政治社会や統治機構とは区別される自律的な市民社会——交換と分業の体系としての商業社会——が勃興するなかで「ブルジョワの公共圏」が出現するが、それでも先行する古典思想のフレームワークが容易に無意味化することはなかった。この意味で、共和主義を知らずして、公共性や公共圏を歴史のうちに適切に位置づけることはできない。ところが日本では、講座派マルクス主義や戦後の市民社会派の影響もあり、「国家に抗する市民社会」という図式のもと、市民社会はもっぱら国家との対立関係のなかで理解されてきた。それ自体すぐれて政治的で規範的というべきこの与件が歴史をみる眼を曇らせてきたことは、近年、植村邦彦や坂本達哉などによって批判され、もういちど虚心坦懐に¹思想史を検討する機運が生まれつつあるようにみえる。

本シンポジウムでは、できるだけ巨視的な視点に立ちながら、初期近代から19世紀前半ごろにかけての公共性という理念の受容と展開を、大ブリテンと大陸ヨーロッパの双方に視野を広げて検討することを試みる。従来の研究史で注目されてきたのは、18世紀半ば以降の啓蒙思想の展開、とりわけヒュームやアダム・スミスをふくむスコットランド啓蒙とヘーゲルを中心とするドイツ啓蒙であった。そこでの市民社会論の形成を、その前史たる共和主義の思潮を十分ふまえたうえで再検討していくことが近年の課題となっている。上野（第二報告）は、研究の進展著しいスコットランド啓蒙のなかでもいまだテキストに内在した研究が行なわれているとはいえない前期啓蒙の代表的思想家ハチソンに焦点をあて、実際には市民社会という言葉がなお政治社会の意味で使われていたこの潮流のなかで、市民社会論のプロトタイプとでもいえるべきものが出現してくる様子をあきらかにする。植村（第三報告）は、概念史上はじめて国家と市民社会の区別を体系的に表明したヘーゲルをとりあげ、翻訳を通じてドイツの新たな市民社会論の誕生に影響をおよぼしたスコットランド盛期啓蒙（ファーガソンとスミス）との比較研究をととして今日的な意味での市民社会概念の成立過程を跡づける。他方、啓蒙期の公共性・市民社会論の展開の「前史」をどのように設定するかはいまだ開かれた問いであり、両報告でとりあげられる共和主義は最有力の候補ではあるものの、前史がすべてそこに還元されるわけではない。スコットランド啓蒙以降の公共性理解の変容を測定するキーワードとして市民社会に代わって注目されるのが「文明社会」の語であるが、この語にしてもスミスらによって「商業社会」と等置されるのに先だつ、固有の歴史の蓄積がある。木村（第一報告）は商業社会論に先行する文明の理念を、宮廷社会の拡大という近世史を彩るもうひとつの趨勢との関連のなかで検討する。共和主義者たちの理解ではしばしば公共性（共和国）と対立する政体とみなされてきた帝国は、この伝統のなかではむしろ積極的な意義があたえられてきた。啓蒙期のいわゆる市民社会論の「前史」を、より内在的な視点からそれ自体として検証していく作業も、新たに描きなおされるべき公共性の思想史にとって不可欠の前提である。

（文責：上野大樹）

¹ むろん絶対的に客観的な歴史叙述などありえず、アクチュアルな同時代的関心から完全に自由な記述は原理上不可能だが、しかし観察者の規範意識をできるかぎりエポケー（括弧入れ）しようとする態度は不可欠であろう。

宮廷と帝国—初期近代ブリテンにおける「公共性」の原像

木村俊道（九州大学）

現代の由来を過去に探し求める場合、しばしば、そこに見慣れない風景が広がることがある。本報告は、初期近代のブリテン、とりわけ16世紀のイングランドとアイルランドにまで遡って、公共性の思想史を批判的に考察することを目的とする。

もっとも、18世紀ロンドンのコーヒー・ハウスやパリのサロンをモデルとしたハーバーマスの市民的公共性については、すでに多くの批判がなされてきた。また、同時に問題となるのは、公共性や公共圏があくまでも現代の概念にすぎないことであろう。

そこで、公共性に関連する幾つかの語彙のうち、本報告では、「市民性」としても理解される「シヴィリティ」*civility* の概念に着目したい。ところが、このシヴィリティはかつて、「文明」や「作法」を同時に意味していた。以下では、コーヒー・ハウスやサロンではなく、「宮廷」と「帝国」を舞台としたシヴィリティの議論を、とくに同時代の人文主義との関連において理解してみたい。

初期近代の宮廷 *court* は、代表具現の公共性だけでなく、君主と顧問官、あるいは宮廷人や外交使節などを中心に、ヨーロッパ水準の政治と文明、そしてレトリックなどの人文主義的な教養が育まれる拠点であった。もっとも、近年の政治思想史研究において注目されてきたのは、マキアヴェッリの『ディスコルシ』1531を典拠とした、共和主義と徳の言説である。これに対して、本報告では、カスティリオーネの『宮廷人』1528を中心とする人文主義の系譜において、他者との洗練された交際 *civil conversation* を可能にする、作法としてのシヴィリティの重要性が説かれたことの意味を強調したい。

しかし、他方でまた、初期近代のブリテンは、支配権の拡大を目指す帝国 *empire* でもあった。「ブリテン」や「帝国」、そして「コモンウェルス」に関する近年の研究の進展を踏まえ、本報告ではとくに、16世紀後半のトマス・スミスやエドモンド・スペンサーといった人文主義者によるアイルランド植民論に着目する。彼らは宮廷と深く関わる一方で、『ディスコルシ』などを根拠にして征服や植民を正当化した。そして、彼らは同時にまた、レトリックを駆使しながら、文明としてのシヴィリティをアイルランドに移植することを説いたのである。

初期近代ブリテンにおけるシヴィリティの概念からは、宮廷と帝国という文明の風景が見えてくる。いずれも、見知らぬ他者との対面を迫られる、高度に政治的な場でもある。それらは、公共性の歴史的な原像と言えるだろうか。あるいは、公共性の理念は、シヴィリティの記憶や過去を消去することによって生じたのであろうか。

公共性の範型としての市民社会

—スコットランド啓蒙における「共和国」から「文明社会」への転回の一断面—

上野大樹（日本学術振興会）

日本の戦後啓蒙を代表したいわゆる市民社会派は、日本の真の近代化のためには近代的主体性の確立が不可欠であり、そのような自立した個人の集合体としての「市民社会」が個人を抑圧する国家に対峙しなければならないと考えた。その背景には、戦前の日本社会の前近代的構造をめぐる、次のような理解があった。戦前の「上からの近代化」は個人主義的な市民社会の成熟を許さず、社会に強く残存していた封建遺制は権威主義的な人間関係を助長して、けっきょく人びとは全体主義的な国家体制にじゅうぶん対抗することもなく組みこまれてしまった——。丸山真男によっていち早く定式化されたこのような構図は、講座派マルクス主義の影響下にあった市民社会派の社会思想史研究者によっても共有され、とりわけアダム・スミスのうちに、この「市民社会」なる理念を見出そうとしたのだった。おそらく、今日の公共哲学にも同様の構図が引き継がれている。真の公共性はなにより国家的共同性から区別されるものでなければならないという、ほとんどアプリアリにも響く規範的主張が、そこではしばしば唱えられる。

今日の（歴史研究としての）思想史の研究状況をふまえるなら、少なくともいったん、そのような規範上の予断は括弧に入れられるべきであろう。ヨーロッパ思想史の伝統において公共性や市民社会が焦点となる第一の契機は、産業革命に先だつ初期近代（おおよそ15世紀から18世紀半ばまで）に復活した、古代ギリシアとローマに政治の理念的モデルを求める思想動向——共和主義ないし公民的人文主義——のうちに探られるべきである。ところで、その共和主義にあつては「共和国＝公共性＝市民社会」という等式が、大まかにいって成立していた。この面では、civil societyは国家との差異や対抗関係によって定義されるどころか、反対に国家との同一性によって規定されていたのだ。のちに触れるように、ここでいう国家は「国家共同体」、つまり等しく政治に参加する市民たち(citoyen)の共同体であることも、逸されてはならない。しかし、西欧世界ではじめて公共性が本格的に主題化された時代に、「市民社会 vs 国家」という構図が後世考えられたような形では決して妥当しなかったということは、やはり肝に銘じておくべきだろう。

アダム・スミスをふくむ18世紀のスコットランド啓蒙についても、じつはこのことはある程度まで当てはまる。彼らはcivil societyということばを、国家に該当するどんな語とも対比的には用いていないのである。ただ、彼らがcivil societyに関するこのような用法をもっていなかったということは、それだけでただちに日本の戦後知識人が「市民社会」という語に仮託した意味内容(signifié)を当時のスコットランド人たちが知らなかったということの意味するわけではない。国家とは区別された「市民社会」に多少とも相当する内容を、べつの記号的表現(signifiant)によって言い表していたかもしれないからである。結論的にいえば、現代的な意味での市民社会や市民的公共性(bürgerliche Gesellschaft)に完全に等置できるような観念はスコットランド啓蒙にはないものの、しかし、それらと深く関係する観念や理解は存在していたといつてよいように思われる。

これは別の角度からいえば、前世紀の共和主義者たちが表明していた公共性についての古典的な理解は、18世紀の啓蒙思想家によって少なからず変容をこうむったということでもある。この転回のプロセスをごく部分的にであれ描き出すことが、ここでの目的である。J. G. A. ポーコックは、この変容におおよそ対応する

であろう事態を「政治的なもの」から「社会的なもの」への移行として把握している。アーレントに由来するこの理解を、ポーコックは「公民的なもの」から「市民的なもの」へ、「徳」から「作法」へとも言い換えているが、それはまた「共和国」から商業社会としての「文明社会」への移行としても表現できるだろう。

【シンポジウム報告3】

ドイツにおける〈市民社会〉概念——ファーガスン、スミス、ヘーゲル——

植村邦彦（関西大学）

ドイツで〈市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*〉という言葉が登場するのは、18世紀初頭にラテン語の〈*civitas*〉のドイツ語訳として使われてからであり、その後〈*civitas*〉あるいは〈*societas civilis*〉の訳語としての使用法が定着する。他方、国家の統治体制や支配領域を意味するラテン語の〈*status*〉やイタリア語の〈*stato*〉の同義語としての〈*Staat*〉は、17世紀にはドイツ語に根付いており（参照：<http://www.dwds.de/?qu=staat>）、18世紀後半には「市民社会」は「国家」の別表現としての地位を確立するにいたった。

ところが、1820年に刊行されたヘーゲルの『法哲学綱要』は、「家族」に続く人倫の展開形態として「市民社会」と「国家」とを峻別した。前者は、分業に基づく相互依存の体系であり、階級分化が進展する経済社会として把握される。そのような概念転換はなぜ起きたのか、この概念転換にはどのような意味があるのか。この問題をめぐっては、ファーガスンの『市民社会史論』やスミスの『国富論』の影響が長年にわたって論じられてきた。この報告では、研究史を振り返りながら、ヘーゲルの概念転換の具体的な契機について論じるとともに、この概念転換の思想史的な意味について考えることにしたい。

問題となるのは、第一に、スコットランド啓蒙内部における共和主義的（*civil humanism* 的）伝統と新しい文明社会論との差異であり、ファーガスンの「市民社会」とスミスの「文明的商業社会」との差異である。第二に、ヘーゲルがスミスの「文明的商業社会」を「市民社会」と名付けたことの意味であり、さらに第三に、ヘーゲルが「市民社会」の諸矛盾を解決する高次の人倫的共同体として新たに定義し直した「国家」の意味である。マルクスは、ヘーゲルの「国家」を批判して「市民社会の解剖学」へと向かったが、その試みの継承が低迷しているいま、市民社会の諸矛盾をふまえた新たな公共性の構築が模索されていることには現実的な根拠がある。そのような議論に貢献できれば幸いに思う。

前回個人研究発表 まとめ

ジュネーヴにおけるルソーの受容 —ピクテ事件とその反響

橋詰 かすみ（本学社会学研究科博士後期課程）

近年、ジャン=ジャック・ルソーの著作の生成において、出身地ジュネーヴ共和国が果たした役割が再評価されている。その一方で、当のジュネーヴ人たちはルソーとその著作をどのように捉えていたのか。

本発表ではこのような問題意識から、ジュネーヴ市民シャルル・ピクテの書簡（1762年6月22日付）

を扱った。ピクテはここで、ルソーとその二著作『社会契約論』『エミール』の断罪（6月19日）に対する批判的文章を叙述している。発表者は、断罪の背景には「三つの真の理由」があったというピクテの主張を読み解き、ジュネーヴの政治状況とルソーとの関わりを彼がどう描いているのかを明らかにしようと試みた。

ピクテの言う「三つの真の理由」とはどのようなものか。第一に挙げられているのが「ヴォルテールを追い出したことへの報復」である。ヴォルテールは1754年からジュネーヴ郊外に居住していたが、演劇上演などのトラブルもあり1757年には退去している。支配者層にはヴォルテールと親密な者が多かったこと、この件に関してルソーとヴォルテールが対立したことなどから、ピクテはこのような仮説を立てている。

第二の理由は、「フランスへの配慮」である。フランスはジュネーヴより早く6月9日にルソーへの逮捕令を出しており、当局はこれに追従したのだと述べられている。当時の両国の権力関係を考慮すれば、これは突飛な推測ではない。

最後が、「ダランベールが執筆した『百科全書』項目ジュネーヴへの批判」である。ルソー自身はこれに対して批判的であり、彼を断罪することによって『百科全書』の記事を否定しようとしたという主張は奇妙だ。しかし神学者ジャコブ・ヴェルヌは書簡で、『社会契約論』『エミール』での宗教論によってジュネーヴ人聖職者は理神論者であるという疑いが強まるのではないかとの見解を示している。ピクテは同様の認識を共有した上で、このような推測を行っているのではないのだろうか。

この書簡は市内に流通して騒動を引き起こし、ピクテは同年7月に断罪される。他の複数のジュネーヴ人たちが書簡の中でこの問題に言及しており、またピクテ自身も批判の手紙を受け取っている。逆に、反体制派の市民たちは、自らの要求を叶えるためにこの出来事を利用した。ジュネーヴの政治状況とルソー・ヴォルテールを結びつけたこの叙述は、多くの人の関心を引きつけるものであったことは間違いない。

発表内容に対して、まず、ジュネーヴの状況に関する質問をいくつか頂いた。これについては当時のジュネーヴにおいて政治参加できるのは四身分のうち二つ（市民、ブルジョワ）だけであり、直接民主政を採用しているが実際には一部の市民が権限を独占していたということを概説的に述べたが、説明不足な点が多かった。質問の内容は、大別すると身分制度に関して、並びにピクテの批判対象である支配者層の性質に関してである。特に後者については書簡の分析において重要であるにも関わらず、明確に答えることができなかった。

次にピクテ自身に関する質問（社会的立場など）と、彼がこのような書簡を執筆した意図の不明瞭さについてご指摘頂いた。上述したように背景知識の不十分さと、用いた一次資料の少なさから、踏み込んだ分析ができていなかったと反省している。

こういったことを解決するために、ジュネーヴ史の観点から研究を捉え直す必要があると考えている。当面はジュネーヴ市文書館が公開している「小評議会の記録」の読解と、現在まで続くピクテ家の資料調査を行いたい。

また言論や出版の自由について、当時のジュネーヴ人がどう考えていたかという質問を頂き、今回取り上げなかった別の書簡からは、現代で言う「言論の自由」に近い概念を用いた叙述がみられたと回答した。こういった観点から別の事件と比較するなど、新たな問題意識からピクテ事件を解釈する可能性も考えている。

ルソーにおける本性的善性論の論争的意義について

八島 朔彦（本学社会学研究科博士後期課程）

本報告は、ルソーにおける本性的善性論の生成過程に着目することにより、ルソーの本性的善性論が、依然として解決済みの問題でないことを示し、さらに、その新たな解釈の可能性を開くことを試みるものであった。

「人間は本性的に善良である」という本性的善性の命題をルソーが繰り返し主張し、それがルソー思想において重要な位置を占めていることは、ルソー研究において常識である。これまでの研究においては、この命題は、第一に、ルソーに内在する直観的で感性的な原理として解されてきた。そして、そのような解釈に基づいて、本性的善性の主張は、ときには、キリスト教の原罪批判の議論として引かれたり、またときには、ホブズ主義批判の議論として引かれたりしてきたのである。

このような従来解釈に対して、本報告は、「人間は本性的に善良である」というルソーの主張が、シャルル・ボルドとの論争の中で形成されたものであることに着目し、本性的善性の命題を、ルソーの内在的な思想原理として解することを退け、ルソーとその論敵との議論のなかに位置づけて解すべきことを主張した。また、その際、ルソーの本性的善性論の論敵として、キリスト教の原罪論やホブズの議論を想定することは、必ずしも自明ではないことを指摘した。ルソーの本性的善性の主張が、正確には、何を意味し、何を意図していたのか、という問題に、従来研究は十分に答えていないという点については、一定の理解が得られたものと考えている。

では、ルソーの本性的善性論は実際には、何を意味・意図していたのか、という点については、しかしながら、本報告は十分に明らかにすることはできなかった。この点について、本報告は、ルソーがその本性的善性の主張を形成したところの、シャルル・ボルドとの論争を詳しく検討し、ボルドの議論の背後にあるものを考察することで、辛うじて、ルソーの本性的善性論が、*doux commerce* の議論の批判として展開されている可能性を引き出した。しかしながら、*doux commerce* の議論との対立において、「人間は本性的に善良である」という議論が、どのような意味を持ち、どのような意義を持っているのかについては、従来本性的善性論理解を超える議論を展開することはできなかった。しかも、ルソーの思想が、『学問芸術論』に端を発する *doux commerce* との対決によって形づくられたということ自体は、ルソー研究において常識的なことであり、議論がふりだしに戻ってしまった感もぬぐえない。質疑においても、ご指摘をうけたように、ルソーの本性的善性論の意味自体は、その形成過程においてよりも、むしろ、それが具体的に展開されている『人間不平等起源論』や『エミール』といった作品において改めて検討されなければならないだろう。

そのほか、質疑応答においては、啓蒙主義対啓蒙批判の様相を呈しているルソーとボルドとの論争と、アドルノ、ホルクハイマーの『啓蒙の弁証法』の議論との関連性や、ルソーとボルドの論争と当時のイギリスの言論界との関連性など、ルソーとボルドの論争を、時間的にも空間的にもより広い視野から問うご質問をいただいた。それらは、不勉強な報告者には、専ら今後の検討課題として残されることとなった。

20世紀初頭の優生学における遺伝論と環境論の連続性 —C・W・サリービィの「予防的優生学」を手がかりに—

鶴田 陽香（本学言語社会研究科博士後期課程）

本発表は、20世紀初頭のイギリスにおいて展開された親が摂取したアルコールの子（孫）に対する有害性の有無をめぐる論争に着目し、C・W・サリービィという優生学者が従来の優生学研究において見落とされてきた理由を明らかにすることを目指した。発表題目とは力点が異なるが、今回の発表では、当時、一定の影響力をもちえたと考えられる優生学者が従来の優生学研究において重視されてこなかった要因の考察に焦点を当てた。

イギリスの優生学が、生物測定学者（統計学者）の優生学を中心に据える問題設定によって理解されてきたことが、サリービィが見落とされてきた一因であるということが本発表の趣旨である。

イギリスの優生学は、「優生学」(eugenics)という造語の生みの親であるフランシス・ゴルトンを起点に語られる。優生思想を統計学によって裏書きすることで「科学」へと昇華させるゴルトンの試みは、その弟子カール・ピアソンが生物測定学として数学的・統計学的により高度に発展させた。従来の研究は、この統計学によって裏書きされた優生学を中心に記述されてきた。

はじめに、親が摂取したアルコールの子（孫）に対する有害性をめぐる論争を概観し、この論争が厳格な遺伝論を支持した生物測定学と、環境論を取り込んだラマルク主義優生学 (Lamarckian eugenics) の対立であり、争点はアルコールによる獲得形質の遺伝の有無であったことを確認した。

そのうえで、統計学に裏書きされた優生学を唱える生物測定学者にとって「科学的」とは、すなわち「統計学的」と同義であったことを確認した。加えて、生物測定学者ピアソンは、彼自身のような大学内部の学者のみが諸社会問題に対する偏見から逃れ、学問的に正しく、客観的な研究をなしうると考えていたことに言及した。一方で、環境論を取り込んだサリービィは、優生学を裏書きする「科学」として統計学よりも生物学や病理学を重視した優生学者であり、熱心な活動家であった。ゴルトンを起点として生物測定学者（統計学者）の優生学を中心に据える問題設定は、大学や研究機関といった生物測定学者たちが「科学」としての優生学を生産する場の外部で統計学にもとづかない主張を繰り返す優生学者を、周縁に追いやることに帰結してしまう。この問題設定を、先行研究においてサリービィが見落とされてきた一因として提示した。同時に、サリービィの優生学は環境的・社会的要因の影響を認め、社会政策とも共存しうる穏健な優生学であったことから、政策決定者に受け入れられていたことにも言及した。

質疑応答では、多くの貴重なご意見とご指摘をいただいた。本研究の現代的意義や現代との接続については、アルコール飲料につけられている妊産婦に対する警告表示を例として挙げ、サリービィの優生学についての考察は、現代において優生学以外の名のもとで展開されている優生学を具体的に把握するための手がかりになりうると回答した。また、サリービィが実際に行使しえた影響力や政策への関与の詳細については、調査・検討の途上にあるために明確な回答をすることが叶わなかった。これについては、今後の課題とさせていただきます。

社会科学の哲学における自然主義論争を治める —Steelによる再図式化の批判的検討を通して—

清水 雄也（本学社会学研究科博士後期課程）

本発表では、社会科学の哲学における「自然主義論争」を取り上げ、これを調停するための予備的議論を提示した。以下、発表内容の概要と当日に会場から頂いた質問についてまとめる。

社会科学の哲学における自然主義論争は基本的にメタ方法論的な論争であるが、従来その論争は「自然主義 vs. 解釈主義」という2つの陣営の対立として理解されてきた。標準的な理解によれば、自然主義とは「自然科学と同じ方法や規準を用いて社会を研究することは可能であり、またそうすべきである」という立場であり、解釈主義とはまさにこの自然主義に反対する立場である。反自然主義的な立場が特に解釈主義と呼ばれるのは、社会科学固有の方法として解釈や理解を重視するからである。

Daniel Steelは、近年の論文「自然主義と啓蒙主義的精神」において上述のような標準的構想を批判している。彼によれば、自然科学の規準・方法という観点（NSS）から自然主義論争を特徴づけるべきではない。自然科学の諸領域がそれぞれ微妙に異なった基準や方法によって組織化されているという実情を踏まえれば、NSSにまともな内容を与えられないのは明らかだからである。そこで彼は、「啓蒙主義的精神（EI）」という概念によって論争を再図式化することを提案する。EIとは、「社会科学は、社会現象の原因や結果を見出すことにより、重大な社会問題に対処するための合理的政策の基礎として社会に役立つべきである」という精神または理想である。この図式によれば、自然主義とはEIに賛同する立場であり、これを拒否するのが解釈主義であるということになる。

しかし、自然主義論争を過去の学説史的問題としてのみならず現代的な議論の枠組みとして捉えようとするならば、EI図式はさらに洗練されるべきである。EI図式は、十分な検討なしに反自然主義を解釈主義と同一視し続けている点、社会改良という価値を図式化に持ち込んでいる点において批判の余地を残している。解釈主義と伝統的に呼ばれてきた立場は、第一義的には方法としての解釈・理解の可能性を擁護するものであり、これは現象間の因果解明の可能性を直ちに排除するものではない。また、因果関係の解明可能性を支持することは、それ自体では解釈的方法の可能性を拒否することではない。したがって、因果的解明可能性の主張によって自然主義を特徴づけるならば、その否定としての反自然主義は必ずしも解釈主義とは一致しないはずである。この考察から、本発表では、自然主義論争を社会現象間の因果的解明可能性への賛否を軸とする対立として図式化するのが望ましいと論じた。そして、1つの論点を軸とする明確な図式を与えるために、価値に関する規範的問題を図式から除去することを提案した。自然主義が歴史的に特定の価値と結びついてきたとしても、単純かつ明確に論争を図式化するためには一旦それを別問題として取り分けておく方がよい。この新しい図式の長所は、争点を明確化することで、曖昧性から生じる不必要な対立を回避できる点にある。特に、自然主義と解釈主義の両立可能性を図式それ自体が排除しないということ、つまり伝統的対立の調停可能性が残されているということが重要である。

質疑の際に、会場から多くの有意義な質問や意見を頂いた。ここでは、その中でも特に重要だと感じた2つの質問について述べる。1つは、「論争が歴史的に社会改良という価値と結びついてきたというSteelの洞察を切り捨ててしまってもよいのか」という質問であり、これに対しては、当該論争を単なる

学説史的問題ではなく、今後決着がつけられるべき現代的問題として扱うにはそうした方がよいのである、と答えた。もう1つは、「解釈主義の特徴づけが不十分なのではないか」という質問であり、これについては、本発表の目的を達するには上述のもので充分であると答えた。いずれの問題も、今後さらに明確な解答が与えられるべき重要な課題である。

前回シンポジウムまとめ

ネオ・プラグマティズムの現在

大河内 泰樹（一橋大学）

古くからの会員の方々は、一哲学会のシンポジウムのテーマに今回「プラグマティズム」が取り上げられたことに驚かれるかもしれない。たしかに、一橋の哲学・社会思想では従来よりドイツ、フランスという大陸系が中心で、プラグマティズム、分析哲学といったいわゆる「英米哲学」を専門とする人はいなかったわけではないが、少数であった。そうしたなか、2011年より島崎先生の後任として分析哲学・科学哲学を専門とする井頭昌彦先生が教鞭を執られることになり、すでに分析哲学研究の一拠点となつつある。（おそれながら今回のシンポジウムはその井頭先生の「お披露目」の意味合いもあったといっていとおもう。）さらにまた、今回テーマとした「ネオ・プラグマティズム」は大陸哲学と無関係ではない。むしろ、この潮流に数え入れることのできる最近の論者の中では、ヘーゲルをはじめとする大陸哲学の再評価が進んでおり、「英米哲学」と「大陸哲学」の融合が進んでいるといえる。つまり、一橋の哲学・社会思想というきわめて内輪の事情としても、哲学的な大局から見ても、じつはきわめて時宜を得たテーマだったと言っていいだろう。

今回、この「ネオ・プラグマティズムの現在」というテーマでシンポジウムを開催するにあたり、いち早くローティエを日本に紹介し、またこれにとどまらずネオ・プラグマティズムを基礎とした独自の哲学を展開している野家啓一先生（東北大学名誉教授）に登壇をお願いしたところ、幸いにもご快諾いただいた。野家先生は井頭先生の *Doktorvater* でもある訳だが、比較的若手のわれわれ二人で、いわば野家先生の胸を借りて、このテーマについて取り組んでみようとしたわけである。野家先生のお名前の効果もあってか、幸い当日は学内外から多くの聴衆にお集まりいただくことができた。（本シンポジウムに先立って、昼休みにはプラグマティズムの歴史の概要を紹介するランチレクチャーを井頭先生がおこなった。これによって聴衆のシンポジウムの内容についての理解が大いに進んだように思われる。本学会の新たな試みとして言及しておきたい。）

トップバッターをお願いした野家先生の報告「反自然主義」としてのネオ・プラグマティズム」は、二つのドグマ（「分析的真理と総合的真理の区別」および「直接的経験への還元主義」）を批判したクワインのプラグマティズムが、自然主義を帰結しないポテンシャルを持っていたにもかかわらず、クワイン自身は自然主義・物理主義を採用することになったことを批判的に検討しながら、セラーズが提起した規範の問題をローティエが継承しながら、自然主義を批判したこと、またパトナムが同様に規範の必要性から「自然化」を批判したことを紹介し、狭義の自然主義ではない立場としてネオ・プラグマティ

ズムを特徴付けるとともに、最後にパースへの還帰を訴えた。大河内は「知識の社会性と科学批判-ブランダム、ハーバーマス、ヘーゲル」というタイトルのもと、そもそも批判理論においてホルクハイマーの伝統的理論批判が、ホーリズムの発想を含んでいたこと、さらにブランダムとハーバーマスの語用論を比較しながら、ブランダムの新・プラグマティズムにおける合理性理解がヘーゲル的な歴史概念を要求するものであること、そこにホーリズムを踏まえたヘーゲル的な科学批判の契機を見出すことができること指摘した。井頭先生の報告「Pragmatic Naturalism / Sydney Plan とその課題」は、最近注目を集めているプラグマティスト、ヒュー・プライスの Pragmatic Naturalism を紹介し、この立場が含んでいる「形而上学的静寂主義」の立場は、とくに道徳的価値や心といった物理的対象物を持たない言説についても真理性を認めるものであり、基本的に大変説得的ではあるが、哲学の課題を人類学的系譜学的記述に還元してしまう点で規範をも扱いうる哲学のタスクについて誤った理解をしているとおもわれる点、また十分な論証が為されていない点について問題点が指摘された。

討議の中では、新・プラグマティズムの有効性が、井頭先生の報告のことばで言えば「一階の真理性」を認め、メタレベルの問いを無効と考える点、しかしそこでも規範が問題となりうること、あるいは規範こそが主要な主題となるべきであるという点については確認できたように思う。また、「自然主義」の評価に関しても、井頭先生のいう「ミニマルな自然主義」が野家先生の「反自然主義」としての新・プラグマティズムという立場と齟齬するものではないことが確認された。他方、当初目指されていて、新・プラグマティズムにおける大陸哲学の受容という論点については十分に展開されなかったように思う。むろんこれは司会者であり、この部分の報告を担当した筆者の能力不足によるものである。

以上のような反省点もあるとはいえ、本シンポジウムの企画者としては、分野を超えて共有できる部分が多かった点に心強さを覚えるとともに、今後の課題について問題点を整理することができ、大変有意義なシンポジウムであった。登壇いただいた両先生、とくにお忙しい中遠方よりお越しいただき、ご報告いただいた野家先生に感謝申し上げます。

一橋大学哲学・社会思想学会

研究発表募集のご案内

2014年11月24日

2015年夏学会の個人研究発表を下記の通り募集します。会員の皆様の日ごろの研究成果の発表の場として奮ってご応募ください。

【募集内容】

- 1) 第17回(2015年6月13日予定)学会の個人研究発表
- 2) 発表形式 Aタイプ:90分(発表時間45分、質疑応答時間45分)
Bタイプ:60分(発表時間30分、質疑応答時間30分)
いずれも、任意のテーマ。
- 3) 募集人数 若干名(査読あり)
- 4) 募集期間 2015年2月1日(日) ~ 同年2月26日(木)まで
- 5) 応募資格 本学会会員に限る。

【応募方法】

発表希望者は、下記の必要事項を「学会発表申込書」としてA4用紙に記入、募集期間内に学会事務局までご提出ください(メールでの応募可)。

- 1) 氏名・フリガナ
- 2) 所属ゼミ(課程修了者は出身ゼミと現在の所属)
- 3) 発表タイトル
- 4) 発表要旨(1200字以内)
- 5) 発表形式の希望(AまたはB)

発表希望者は、Aタイプ または Bタイプのいずれかの発表時間を選択してご応募ください。ただし、当日のタイムテーブルの都合上、こちらで調整する場合があります。

- 6) 連絡先メールアドレス(メールを使用しない場合は、住所と電話番号)

【提出先】

学会事務局メールアドレス phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp または、下記へ郵送のこと

〒186-8601 国立市中2-1 一橋大学社会学部社会思想共同研究室気付け

【連絡先】 ☎042-580-8644 応募結果は3月中にお知らせします。

一橋大学哲学・社会思想学会事務局